



感染症対策指針

社会福祉法人春幸会

当法人は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる介護福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い介護福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規定および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生の適切な対応等も整備

（1）平常時の対策

- 1 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染対策予防・再発防止策等を整備する体制構築に取り組む。
- 2 職員の清潔の保持および健康状態の管理に努め、特に、職員が感染源となることを予防し、利用者および職員を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - 1) 利用者の健康管理
 - 2) 職員の健康管理
 - 3) 標準的な感染予防策
 - 4) 衛生管理
- 3 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」を定期的に実施する。
- 4 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的に実施する。
- 5 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行う。



(2) 発生時の対応

- 1 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染症マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- 2 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - 1) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - 2) 消毒
 - 3) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - 4) 濃厚接触者の対応
- 3 感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、「医療機関や保健所、利用者家族、行政関係機関との連携」のために速やかに報告を行う。

〈入居者（利用者）、家族に対する当該指針の閲覧に関する基本方針〉

この「感染症対策の指針」は入居者（利用者）及び家族の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当法人のホームページに公表し、いつでも入居者及び家族が閲覧できるようにする。

附則

この指針は、2022年12月1日から施行する